

# 御所市プロモーションサイト制作業務委託仕様書

## ●目的

新型コロナウイルス感染拡大による地域経済の低迷から脱却し、地域活力の向上を図るため、これまでにない切り口で御所の魅力を一元的に発信できるプロモーションサイトを制作することで、市内外の御所市のファンを増やし、市民に対してはふるさとへの愛着や誇りを持たせ、御所市の関係人口・交流人口の増加、ひいては来訪者や移住者の増加を目指す。

## ●委託期間

契約締結日から令和5年3月20日（月）

## ●業務内容

### （1）Web サイト構築・運用業務

（ア）コンセプトは以下のとおりとする。

- i. 御所市のファン作りを目指し、御所の魅力をシンプルかつ一元的に網羅したサイトを作成すること。
- ii. 市民が感じる御所市の魅力を市民自らが発信することを通して、顔の見える情報発信を行うこと。
- iii. 市内住民に対しては、住んでいるからこそ見えない御所市の魅力を再発見させること。
- iv. 市外住民に対しては、市民が情報を発信することにより、市民自身や市民の取り組みに関心を持たせ、御所市への来訪や移住を目指す。

（イ）Web サイトの構築については、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- i. ページ数は30ページ以上とすること。
- ii. 市民が執筆した文章をWebサイトに3件以上掲載すること。
- iii. セキュリティーに配慮したシステムとすること。
- iv. ユーザビリティに配慮したサイト構築とすること。
- v. SNSとの連携機能を備えること。
- vi. 本市の担当職員がWebサイトのセッション数等を確認できる設定にすること。
- vii. サーバー及びドメインの契約、ハードウェア、ソフトウェア及びライセンス等の調達・導入など、システム稼働に必要な事項は受注者が行い、令和4年度の利用

料は、この委託料に含むこととする。

- viii. サーバーは外部のサーバーを使用すること。
- ix. パソコン及びスマートフォンで閲覧可能なものとする。なお、パソコンサイトとスマートフォンサイトは別のサイトではなく、同じページを使用し、画面サイズによって最適化される構造とすること。

(ウ) Web サイトの運用及び保守については、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- i. Web サイトの公開までにテスト環境を準備し、デザインの確認・調整、CMS の使用環境整備を行うこと。
- ii. Web サイトの運用の安定稼働のために、障害対応、セキュリティ対策、バックアップ等の保守サービスを実施すること。
- iii. 本市の担当職員向けの操作マニュアルを作成し、CMS 操作研修を実施すること。また、技術的問い合わせに対しては即座に対応すること。
- iv. 本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に本市と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務が遂行されるよう、毎月1回以上、原則、御所市役所において定期ミーティングを行い、受託者は定期ミーティング終了後、速やかに受託者の負担において議事録を提出すること。

(エ) Web ページの特記事項は以下のとおりとする。

- i. 令和4年度は受注者が Web ページの作成・管理、Web サイトの運用を行うが、今後更新が必要な箇所については本市担当職員が簡単な操作で作業できる CMS を使用すること。

## (2) 住民執筆記事作成

(ア) コンセプトは(1) Web サイト構築・運用業務と同様のものとし、特に ii. を重視し、業務を遂行すること。

(イ) 住民執筆記事作成については、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- i. インタビュー形式ではなく、住民が自らの思いを自ら執筆した記事を作成すること。
- ii. 市民が自ら執筆するための支援を行い、3件以上の執筆支援を行うこと。
- iii. 執筆支援を行う上で、コンセプトに従い、統一感を持たせること。
- iv. 執筆を依頼する市民については、市と協議した上で、依頼を行うこと。

## ● その他運営上の要件

### (1) 実施体制

実施体制には、管理技術者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。

(3) 業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること

●成果品

(1) プロモーションサイト (Web サイト)

- ・ 契約期間中のサイトアクセス状況レポートと運用報告 一式
- ・ プロモーションサイトの運用マニュアル 一式
- ・ プロモーションサイト作成時の関連資料 一式
- ・ プロモーションサイトで使用したテキスト、画像、動画データ 一式

(2) 業務完了報告書 1部

●成果品の納品場所

本業務の成果品の納入先は、御所市役所企画政策部企画政策課地域活性推進室とする。

●成果品の帰属等

本業務における成果については、全て本市に帰属するものであり、本市の承認を得ず複製したり、他に公表してはならない。

また、履行において、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託事業者の責任において処理するものとする。

●留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託事業者の提案内容を制限するものではない。